

News Release

平成 23 年 1 月 25 日
消費者庁

消費者安全啓発に係る資料についてのお知らせ

「消費者基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、消費者の安全・安心の確保のため、消費者庁は、迅速・的確な事故情報の収集やそれに基づく消費者に対する普及啓発や情報提供に取り組むとともに、円滑なリスクコミュニケーションの推進にも重点的に取り組むこととされています。

この度、リスクコミュニケーション推進に資するパイロット的な事業として、事故情報を踏まえつつ、注意喚起を要すると考えられる事故例などを取り上げた、消費者安全啓発資料「安全・安心を考える リスクの学習帖」及び手引書を作成し、作成資料等を活用した講座を開催しますので、お知らせいたします。

啓発資料等：12 ページの啓発資料、10 ページの手引書（別紙）

講座開催：全国 20 箇所の学校・社会教育施設等で開催（平成 23 年 1 月～2 月実施予定）

請負事業者：社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

＜本件問い合わせ先＞

消費者庁 消費者安全課

松尾、小野、真保

TEL：03-3507-9201

FAX：03-3507-9290

《 自立した消費者になろう 》

複雑な現代社会の消費者として必要な知識と考える力を身に付け、自立した消費者になることは、安全・安心な暮らしにつながります。日本では2004年、「消費者基本法」が改正され、初めて「消費者の権利」^{※1}が明記されましたが、すでに国際消費者機構(CI)^{※2}では、「消費者の8つの権利」^{※3}を定めるとともに、「消費者の5つの責任」^{※4}も提唱しています。

一 事故情報は次世代への共有財産 一

安全が脅かされるような事態が起きた時には、次の事故を防ぐためにその情報を多くの人と共有し、企業や行政と協力して、自立した消費者としての役割を果たしましょう。

※1 「消費者の権利」安全の確保・選択の機会の確保・必要な情報の提供・教育の機会の提供・意見の反映・被害の救済・基本的需要が満たされていること・健全な生活環境が確保されること

※2 CI=Consumers International

※3 「消費者の8つの権利」選ぶ権利・意見を聞く権利・安全を求める権利・知られる権利・消費者教育を受ける権利・生活のニーズが保障される権利・健全な環境の中で働き生活する権利・補償を受ける権利

※4 「消費者の5つの責任」批判的意識・自己主張と行動・社会的関心・環境への自覚・進歩

<参考URL>

- 消費者庁 <http://www.caa.go.jp/>
(事故情報データベース／子どもを事故から守るプロジェクト／消費者教育ポータルサイト)
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
(医薬品・医療機器)
- 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
(製品安全ガイド／消費者相談室)
- 東京都生活文化局消費生活部生活安全課 <http://www.anzen.metro.tokyo.jp/>
(くらしの安全情報／幼児・高齢者の事故防止マニュアル)
- 東京消防庁 <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>
(日常生活における事故情報／こどもの事故について)
- (独)国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>
(相談・通報・解決／商品テスト結果／回収情報／見守り情報(高齢者・障がい者・子どものトラブル防止))
- (独)製品評価技術基盤機構(NITE) <http://www.nite.go.jp/>
(製品・安全事故情報、社会・リコール情報・生活安全ジャーナル／製品安全情報マガジン)

消費者ホットライン

全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内します。

ゼロ・コー・ナナ・ゼロ 五・う・よ、 みんがと
0570-064-370

リスクの学習帖 2010年12月発行

著作 消費者庁
監修 安井 至／(独)製品評価技術基盤機構理事長・東京大学名誉教授

協力 小松原明哲／早稲田大学理工学術院教授
赤松利恵／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
吉川薫子／慶應義塾大学商学部准教授

製作 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
大矢野由美子・葛西光子・窪田久美子・須田深雪・長谷川朝恵・原ゆう子

編集・デザイン (株)サステナ



安全・安心を考える

リスクの学習帖

私たちの暮らしを便利で快適なものにする製品やサービス。これらは、法律や規格などによって安全に提供できるように対応されています。しかし、日常的に使われている食品やモノでも使い方を誤れば、健康を害したり、ケガをしたり、不測の事態をまねくことがあります。どんなものにもリスクが存在することを知って、製品やサービスを使うことが、安全な暮らしにつながります。

消費者庁

CHAPTER 1 若者編

毎日の生活の中で起こる事故一室内

暮らしの中にはさまざまなリスク*が潜んでいます。便利な電気機器やファッショングッズも、ちょっとした不注意や誤った使い方、製品の素材・構造などが原因で、生命にかかわるような事故につながることもあります。そのようなリスクを減らすためには、まず、私たちの身のまわりにはリスクが存在することを認識し、危ないと思ったこと(ヒヤリハット)などを話し合うことも大切です。

それでは、若者の生活シーンから見ていきましょう。

※リスクとは「被害の大きさ×被害が起こる確率」で表されます。
情報の伝達や受け取り方に問題があると、リスクを正確にとらえることができなくなります。
実際のリスクはきわめて大きなものであっても、人によってそのリスクは小さいと感じてしまうこともあります。

CASE
1



ドライヤーが、いきなり発火

ヘアドライヤーの本体とコードの接続部から火花が出て、手にやけどを負った。

CASE
3



脱毛でやけど

脱毛エステでレーザー脱毛を受けた後、ひりひり痛み、病院でやけどと診断された。

CASE
2



カラーコンタクトレンズで失明の危険

おしゃれ用カラーコンタクトレンズを使い続けていたら目が痛くなって視力が低下。病院で角膜潰瘍*と診断された。

CASE
4



外国製ダイエット食品で健康障害

インターネットなどで購入した外国製ダイエット用健康食品を飲んで、おう吐、下痢、腹痛などをおこし、体調をくずした。

② なぜ起きたの? どうしたらいいの?

→ 原因を知って、リスクを減らそう

CASE
1

ドライヤー 》ヘアドライヤーは消費電力が大きく、電源コードに無理がかかった状態で使い続けると、断線しスパーク、発火することがあります。コードがねじれたまま使用したり、収納時に本体に無理に巻きつけたりしないよう注意しましょう。

CASE
2

カラーコンタクトレンズ 》おしゃれ用カラーコンタクトレンズの中には色素が溶け出したり、有害物質が含まれるものがあり、目に障害を引き起こすことがありました。そこで、2009年11月には、おしゃれ用カラーコンタクトレンズも、視力補正用コンタクトレンズと同じように薬事法で規制されました。購入する際はレンズの性状に関する表示を確認し、使用前には説明書の使用方法や取扱上の注意事項をよく読み安全に使いましょう。

※角膜潰瘍:黒目(角膜)に炎症や潰瘍が生じて、痛み・視力低下・流涙などを生じる病気。
角膜の障害が進むと、混濁が残り、視力障害や失明に至ることもある。

CASE
3

脱毛 》レーザー脱毛は、黒色に反応するレーザーを照射して毛に熱をため、その熱で発毛部分を焼く技術です。照射量が多いと、やけどなどを起こすおそれがあります。施術は医療行為にあたりますが、医師でない者が施術をして重大なミスを起こしたケースもありました。信頼できる事業者を選ぶとともに、事前に施術内容や皮膚への影響について十分な説明を聞きましょう。

CASE
4

ダイエット食品 》外国製の健康食品の中には、国内では医薬品にあたる成分を含むものもあります。インターネットで売買される輸入健康食品では、その安全性などがまったく確認されていない場合があります。特に個人輸入の健康食品は製品情報をしっかり調べ、不安なものはとらないようにしましょう。

《 日常のリスクを減らすためにできることは? 》

製品の取扱説明書には、誤った使い方をしたときに生じる危害や損害の程度を、わかりやすく表示し説明してあります。あらかじめリスクの程度を知り、安全性の高い製品を購入し、正しい使い方をすることで、大きな危険から身を守ることができます。



消費生活用製品の安全マーク(PSCマーク) PSC-Product Safety of Consumer Products
消費生活用製品安全法に基づき、国の定めた技術上の基準に適合した製品に付けられる。



電気用品の安全マーク(PSEマーク) PSE-Product SafetyElectrical Appliance & Material
電気用品安全法に基づき、国の定めた技術上の基準に適合した電気製品に付けられる。



SGマーク SG-Safety Goods
(財)製品安全協会が定めた認定基準に適合していると認められた製品にのみ表示される。
賠償責任制度あり。



警告表示(危険・警告・注意)
誤った取り扱いをしたときに生じる危険、警告、注意を表す図記号である。



製品の取扱注意(感電注意)
特定の条件において、感電の可能性を示す図記号である。

毎日の生活の中で起こる事故一屋外

CHAPTER 2

若者編

CASE
5



エスカレーターに サンダルが巻き込まれ足指にケガ

サンダルがエスカレーターのステップ部分のすき間に巻き込まれ、足指の骨折や爪がはがれるなどのケガをした。

CASE
7

花火が逆噴出で手をやけど

筒型の手持ち花火に点火し、手持ち部分の端を持っていたら、花火後方の持ち手側から火が噴き出し、手のひらをやけどした。

CASE
8

自転車の前輪が突然ロック

自転車で走行中に突然、前輪がロックし、体が投げ出され重傷を負った。

CASE
6



着火剤のつぎ足しで大やけど

バーベキューの際、炭火コンロにゼリー状の着火剤をつぎ足したら、火のついた着火剤が衣類に飛び散り、服が燃えて大やけどをした。



なぜ起きたの?どうしたらいいの?

→ 原因を知って、リスクを減らそう

CASE
5

エスカレーター≫ エスカレーターのステップの端にある黄色ライン上に立つと、軟らかく滑りにくい素材のサンダルは巻き込まれる危険性があります。エスカレーターに乗るときは、ステップの中央に乗り、フチに接触しないよう注意しましょう。サンダル以外に、長ぐつ、ズボンやロングスカートの裾などの巻き込まれにも注意が必要です。東京消防庁管内では、年間1,000件近くのエスカレーターによる事故が発生しており、転倒・転落事故が大半を占めています。

CASE
6

着火剤≫ 着火剤には揮発性が高く引火しやすいメチルアルコールや灯油などが使われており、熱くなった炭に着火剤が触れると急激に熱せられてはじけるため、大変危険です。また、燃焼中も火が見えにくいいため、飛んできても燃えているのに気づかないこともあります。点火する際は距離をおき、つぎ足しは絶対にしないようにしましょう。

CASE
7

花火≫ 火薬の入っている薬筒部と手持ち部の間の火花が後方に噴き出すのを防ぐためのしきりが十分ではなく、火薬が手持ち部に漏れたために起こった事故です。正しい使い方をしている場合でも、製品自体の不具合による危険性もあります。購入するときはSFマーク付きの安全性の高い製品を選びましょう。



SFマーク SF-Safety Fireworks

安全花火の略号で、(社)日本煙火協会が行う検査に合格したものに付与されるマークです。

CASE
8

自転車≫ 前輪に異物が巻き込まれ、前輪が急にロックし、転倒する危険性があります。自転車のハンドルに傘や荷物をかけたりしないようにしましょう。前輪ロック事故を防止する「前輪ガード」を取りつけるのも有効です。また、ギアのサビやチェーンの伸びなど、点検不足による事故も起こっています。乗る前には点検するようにしましょう。自転車を購入する際は、自転車安全基準に適合したBAAマークなどを目安に安全性の高いものを選ぶようにしましょう。



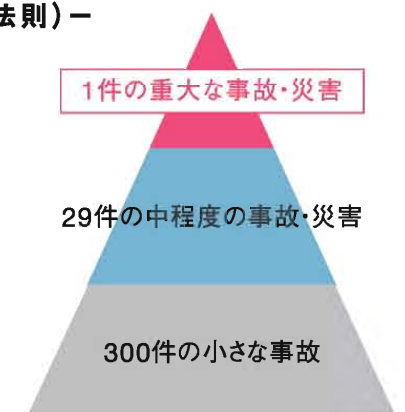
BAAマーク BAA-BICYCLE ASSOCIATION(JAPAN) APPROVED

(社)自転車協会が定める「自転車安全基準」に適合した自転車に貼付されています。

≪「ヒヤリハット」を見逃すな≫

—1件の重大事故(死亡・重傷)が発生する背景に、
29件の中程度の事故と300件の小さな事故がある(ハインリッヒの法則)—

小さな事故には至らないものの、ヒヤリとしたり、ハットとするなど、「あわや事故になりかねない」事故寸前の危険な状態、体験のことを「ヒヤリハット」といいます。いつもやっていることだから、今までも平気だったので…、という安全に配慮しない行動が、「ヒヤリハット」を飛び越え一気に重大事故になるかも知れません。いつやって来るか分からない事故を未然に防ぐには、「ヒヤリハット」を事故の予兆ととらえ、原因や対策を考え、地道に実行していくことが重要です。



ハインリッヒの法則より

思わぬ行動による事故

日々成長する子どものまわりには、たくさんのリスクがあります。

乳幼児期の子どもは成長が著しく、

新しいチャレンジが思わぬ事故につながる可能性があります。

事故は保護者だけの気配りでは防止できず、

社会全体の環境を整備し、みんなで見守ることが必要です。

誕生～5ヵ月

不慮の事故死で一番多いのは窒息。
足をバタバタさせて移動することで
掛けている布団がずれて
窒息する子どももいます。

6～11ヵ月

おすわり・ハイハイ・つかまり立ちと
発達早い時期。なんでも口に
持っていく、誤飲事故が増えます。

1～2歳

歩けるようになり、
行動範囲も広がります。
事故の多発する年齢に。

3～5歳

走ったり登ったり、活発な動きをする。
周囲の状況に対する判断が十分にできず、
骨折など大きな事故を起こしやすい時期です。

CASE 1



ソフトせんべいで窒息状態に

長いまま持たせたソフトせんべいをノドの奥まで入れてしまい、
顔色があおくなり激しくせきこんだ。(10ヵ月 男児)

CASE 3



ジュースだと思ってタバコを誤飲

自宅の居間で、タバコの灰が入っているコーヒー缶を
ジュースと間違えて飲んでしまった。(2歳 女児)

CASE 4



溺水は浴室で多発

女児を浴槽用浮き輪に乗せ、上の2人の子どもを
洗っている間に、女児が沈んでいた。(0歳 女児)

CASE 2



CASE 5

ベビーカーで 手指をはさんで大けが

ベビーカーを開いた時、ハンドルフレームに
つかまり立ちをしていた男児が手指をはさまれ
大ケガをした。(1歳 男児)

なぜ起きたの? どうしたらいいの?



原因を知って、リスクを減らそう

CASE 1

ちっそく

窒息 >> 赤ちゃんの成長には個人差があるため、月齢表示だけを参考にせず、商品の注意表示をよく読んで、赤ちゃんの様子を見て与えましょう。子どもの事故の中でも重症度が高いのが窒息です。窒息は瞬時に発生し、5～6分間気道がふさがれると死亡することもあります。この他にも、アメ、パン、リンゴ、カップ入りゼリーなどによる窒息事故がありました。0歳児ではベッド内での窒息も多発しており、熱さまし用ジェル状冷却シートのズレによる事故も起こっています。

窒息したら → 119番通報を誰かに頼み、つまった物を除去しましょう。

CASE 2

やけど >> 7・8ヵ月から2歳まではやけどをする危険が最も高い時期と認識しましょう。子どもは何にでも興味を持ち、引っ張ったり、触ったりします。子どものやけどの8割が家庭内の身近なもので起こっていることから、家庭内の熱源は量や床の上に置かず、床から1mより上に置き、コードの垂れ下がりにも注意しましょう。蒸気の出ない炊飯器や収納ケース付きのコードレスアイロンなどを使うことも有効です。

やけどをしたら → 1% (子どもの手のひら) 以上のやけどをしたときは、早めに医師の診察を受けましょう。

CASE 3

ごいん

誤飲 >> 子どもは大人の真似をし、何にでも関心を持ちます。特に誤飲事故は0歳から1歳に集中しており、4歳を過ぎると急激に少なくなります。誤飲が多いのは、タバコ、医薬品、おもちゃの順で、ジュースの缶などを灰皿代わりにするのは厳禁です。床から1m以下の場所にタバコや医薬品などを置かないことも大切です。

誤飲したら → 幼児の場合は紙巻きタバコ1/2～1本分が致死量とされており、特に水に浸かった状態のものを飲んだ場合は重篤な症状となるので30分以内に受診しましょう。

CASE 4

できすい

溺水 >> 0歳から1歳の溺水の8割は浴槽で起こっています。乳幼児が浴室に入れないようカギをつけるなどの工夫をしましょう。床面からの高さ50cm未満の浴槽には特に注意し、残し湯はしないようにしましょう。小さな子どもは、鼻と口をおおう水があれば溺れるので、バケツ・ビニールプール・洗濯機なども危険です。

CASE 5

はさまれ >> ベビーカーのように、毎日使うものでも重大な事故につながります。手指はさみ防止のための安全対策を施したものを購入しましょう。不意に折りたたまれるなどの事故防止のため、組み立て後はロックがかかっていることを確認し、使用中も折りたたみのロックボタンなどに触れないよう注意しましょう。また、なるべく股・腰・肩ベルトで上体全体を拘束する5点支持式のシートベルトのものを選びましょう。

<< 子どもたちを守る新しい動き 社会全体で子どもの事故を減らそう >>

子どもが巻き込まれる悲惨な事故が起きています。子どもの火遊びによる火災の7割以上はライターが原因で、5歳未満の子どものライターによる火災事故では、8割以上の高い確率で死傷者が出ています。こういった事故を未然に防ぐために、子どもが簡単に操作できないように防止対策を講じる**チャイルドレジスタンス**が導入され、ライターや誤飲をまねく医薬品の容器の一部にも採用されています。子どもの事故を減らしていくには、事故を予防できる社会システムの構築が不可欠です。消費者庁では、『**子どもを事故から守る!プロジェクト**』を実施し、携帯を活用した保護者への情報提供などにも取り組んでいます。また、病院、専門家、企業、行政などが協力し、事故予防の情報などを提供している『**キッズデザイン**の輪』、子どもに対する配慮がなされた良質な製品やサービスなどを選んで、「キッズデザインマーク」をつけて広めている『**キッズデザイン協議会**』などの動きもあります。

▶ **キッズデザインの輪** <http://www.kd-wa-meti.com/index.html>

▶ **キッズデザイン協議会** <http://www.kidsdesign.jp/>

消費者庁携帯サイト



CHAPTER 4

高齢者編

体の衰えから起こる事故

高齢者の事故の多くは、身体能力や運動能力・危険に対する注意力などが低下していることが原因に考えられます。事故を防ぐために、高齢者向けの安全性の高いサービスや、使いやすく工夫された製品を選ぶこと、正しい操作方を身につけて使うことが大切です。

また、子どもの場合と同じように、社会全体で高齢者を守る環境づくりも必要です。

運動機能の低下：筋力が低下してバランス感覚が衰えているため、ちょっとした凸凹で転倒する。濡れた路面で滑りやすくなる。

視覚機能の低下：視力の衰えや白内障などにより、ものが見えにくくなり、目測をあやまり、わずかな段差に気づきにくくなる。

生理機能の低下：温度や湿度の変化に気づきにくく、体調が急変しやすくなる。

心理特性の変化：複数のものに注意を向けることがむずかしくなる。

生活体系の変化：余暇時間が増加し、家の中で過ごす時間が長くなる。

狭い道、踏み切り、下り坂で事故が多発

ハンドル形電動車いすで踏み切りを走行中、電車にはねられ死亡した。(60歳代 男性)

CASE 1

調理中、衣類に着火し大やけど

味噌汁を作ろうとしたら、ガスコンロの火が袖口に燃え移り、大やけどをした。(70歳代 女性)

CASE 3

段差につまずき、転んでけが

シルバーカー（歩行補助車）を使用中、段差のところで転倒し、病院で治療を受けた。(80歳代 女性)

CASE 4

思わぬすき間にはさまれた

介護用ベッドで、使用者の頭部が手すりのすき間にはさまった。(90歳代 男性)

?

なぜ起きたの？どうしたらいいの？

→ 原因を知って、リスクを減らそう

- CASE 1

衣類への着火≫ 繊維の性質によっては、わずかな炎で短時間に衣類の表面を火が走る「表面フラッシュ」という現象が起こることがあります。

火を使う場所では、袖や裾の広がりが少ない衣服を選びましょう。

燃えにくい繊維を使った「防災製品」の利用は衣服への着火を未然に防ぐ上で効果的です。

総務省消防庁によると、衣類への着火による死者の70%以上が65歳以上の高齢者です。

もし衣類に火が燃え移ったら→ すぐに台所や風呂など身近にある水で消してください。水がない場合は、床や地面に寝転がるとよいとされています。


- CASE 2

電動車いす≫ ハンドル形電動車いすの事故の多くは、狭い道や踏み切り、下り坂などでバランスをくずして転落・転倒することで起こっています。「ハンドル形電動車いす」は、その被害者の7割以上が70歳以上の高齢者で、消費者庁は2010年9月、使用に関する注意喚起を行いました。行政や製造・販売業者が行う運転講習を受けるなどして、安全な操作ができるよう繰り返し練習しましょう。また、福祉用具JISマークに適合した製品を購入しましょう。
- CASE 3

シルバーカー≫ シルバーカー（歩行補助車）は、自立して歩ける人が対象です。平らな場所であっても体重を預けて移動することは危険です。段差や溝、傾斜があるところでは、つまずいたり転んだりしやすいので、特に注意が必要です。事故の90%は、利用者がつまずいたり、バランスをくずして転倒しケガを負ったもの。中には「方向転換が困難」「まっすぐ進まない」など品質に関わる事例もありました。さまざまなタイプのものが出回っていますのでSGマーク認定基準に適合し、使用目的や体に合った製品を選ぶことが大切です。
- CASE 4

介護ベッド≫ 介護ベッドの事故の多くは、ベッドと手すり・サイドレールなどのすき間に体の一部がはさまることが原因です。死亡・重傷事故が多く発生しているため、消費者庁は2010年10月、消費者への情報提供と注意喚起を行いました。起き上がりや立ち上がりなどの動作を補助する手すりや、ベッドからの転落を防止するサイドレールの取り付けなどは適切に行われているか、常時確認することが必要です。購入する時は福祉用具JISマークに適合した製品を選びましょう。

ベッドと手すり・サイドレールとの間にすき間がある場合→

クッションや専用部品を取り付けて改善してください。取扱説明書をよく読んで、必要な対策をとりましょう。

≪ 高齢者の身のまわりには危険がたくさん 衰えを知って対策を ≫

高齢者事故の約3分の2は家の中で起こっていて、最も多い死亡原因はやけどです。玄関や廊下、浴室内での転倒、階段やベッドからの転落、入浴中のやけどや溺水など、暮らしの中には高齢者にとって危険な場面がたくさんあります。

高齢者・障がい者にやさしい規格

加齢とともにさまざまな機能が低下する高齢者を事故から守るためには、社会全体でより安全に配慮した環境づくりを進めていくことが必要です。その一つとして高齢者が使いやすい製品・サービスの開発・普及があります。日本の提案で、国際規格ISO／IECガイド71＜高齢者および障害のある人々のニーズに対する規格作成配慮指針＞ができ、高齢者・障がい者の方々が使いやすいよう工夫された福祉用具や包装容器の開発などに反映する取り組みが進んでいます。

